

# 樽廻船の加入形態に関する一考察

## A Study on Investment in *Sake* Shipping

加藤 慶一郎\*

Keiichiro Kato

上方から江戸へ酒を輸送する樽廻船は、酒家からの出資（廻船加入）を受ける場合があった。先行研究は出資者が利益の配分を受ける形態から年賦償還を受ける形態への移行を主張するが、それは雑多なデータを寄せ集めての結論だった。そこでより丁寧に検討してみると、本来の形態は前者であり、幕末期にそれが確かに後者に転じたことと、その目的は実はインフレ下での運賃規制を免れるための偽装であったことが明らかとなった。

キーワード：樽廻船、廻船加入、酒、江戸、上方<sup>かみがた</sup>

### I. はじめに

近世の上方酒造業は江戸を主な販路としていた。販売市場が遠方であったため、輸送の問題は酒造経営を左右しうる重要性をもっていた。とりわけ奢侈品である清酒は価格変動が比較的大きく、時宜にかなった販売が一つの鍵となっている。加えて清酒は江戸問屋への委託荷物であったから、酒造家は輸送に高い関心をもっていたと考えられる。

こうしたことがあって、近世中期以降、江戸向けの酒荷物の輸送を担った樽廻船に対し酒造家は高い関心を持っていた。その表れの一つとして、本稿で取り上げる樽廻船への出資（廻船加入）がある。実態については後に詳しく触れるが、生産者は商品輸送体制へ深く注意を払い、その経営に関与しようとしていたのである<sup>1)</sup>。また、この廻船加入というものは、前工業化時代における資本結合の一形態として取り上げられることがしばしばある<sup>2)</sup>。そういう意味でもこの廻船加入は興味深い近世の企業者の活動といえる。この問題については柚木学『近世海運史の研究』（法政大学出版局、1979年）第三章がもっとも詳細な考察を加えているが、後に述べるように検討の余地は残っていることを予め指摘しておきたい。

### II. 柚木学氏の所説の検討

本節では廻船加入の内容を説明すると共に、柚木学氏の所説を検討し、その問題点を明らかにすることにしたい。

## 1. 徳用配分型と年賦償還型

享保末年において、菱垣廻船より樽廻船が分離独立し、同時に西宮において樽廻船問屋の成立することとなった。宝暦6年には酒造家が自らの所有船（手船）をもって、本来なら介すべき樽廻船問屋を飛ばして廻船を仕建てる、いわゆる抜け仕建てが問題化し、西宮樽廻船問屋との間に紛争が生じた。そのため、所有と経営の分離が必要とされるようになり、「以後酒造家が樽廻船問屋（仕立問屋）を掌握していく体制が確立していく」こととなった<sup>3)</sup>。特に化政期以降においては、樽廻船の殆どは灘目・鳴尾・今津・西宮の有力酒造家が所有するところとなったのである。

こうした動きと並行して生じてきたのが、所有に準ずる間接的所有形態としての廻船加入であった。これについて柚木氏は「徳用配分型」と「年賦償還型」と言う二つの型を検出している。

まず徳用配分型とは、加入の歩方が1~2.5%で、廻船の運航で発生した徳用（収益）をその割合に応じて配分するものである。同氏が事例として挙げたのは、ひとつは鳴尾村酒造家辰屋与左衛門所有辰栄丸（天保10年）で、加入者とその歩方は浦賀万屋清左衛門（5厘）、江戸米屋房太郎（3厘）、江戸鹿島屋庄助（2厘5毛）であった。他に播磨屋万一郎所有伊勢丸（嘉永3、4年）で、加入者は小西新右衛門、伊勢屋治兵衛（江戸繰綿問屋）、大坂砂糖屋中であった。こうした事例から同氏は以下のように結論付けられている<sup>4)</sup>。

「以上のように樽廻船にはかなりの加入者の存在を認めることができるのであるが、その場合、上述してきた例から見られるように、大体において一人が銀一貫目からせいぜい五貫目まで、割合にして10%前後、多くて20%位というのが普通の形態であって、加入銀が50%以上になるという事例はみられない。また菱垣廻船の加入形態と比較して、樽廻船の場合は酒造家個人として加入しているのであって、酒造仲間として加入していない点が注目される。」

他方、年賦償還型の特徴として、①加入銀に利子を加えて年賦償還し、さらに②一建毎に手酒の積荷高を規定、という2点を指摘している。事例は今津村鷺尾（小豆島屋）松三郎家の加入である。具体的には「廻船加入帳」に依拠しつつ、同家が文久期に7艘の廻船に銀10貫目の加入を実施し、一建て毎に250駄の船腹を確保し、年5%の利子を得ていたことを示した。その背後には、荷主側の論理—積荷競争が激化するなかで定積を志向し、そのことで積荷輸送の迅速性・安全性を確保を狙う—と、また、船主の論理—加入者を受け入れることにより資本調達を容易にし、同時に危険を分散させ、また運賃規制の強化に対抗する—があったとされている。

## 2. 徳用配分型から年賦償還型へ

柚木氏の議論で注目されるのは、加入形態がある時期から徳用配分型から年賦償還型へと転換した事実を指摘したことである。同氏『近世灘酒経済史研究』においては<sup>5)</sup>、嘉納治兵衛・治郎兵衛と守屋新兵衛、辰屋与左衛門の事例をもとに、天保期が画期だったと結論づけている。具体的には、寛政~文政期に分布する嘉納両家の事例が徳用配分型で、嘉永~慶応期に分布する守屋

と辰屋の事例では年賦償還型が過半を占めているのである。こうした傾向から文政期（嘉納両家）と、嘉永期（守屋・辰屋）の間に位置する天保期に転換が生じたと推測したようである。同氏の次著『近世海運史の研究』においても同様の分析が、より多くの事例をもとになされている。しかし、ここでは安政期が転換期とされている。表1を見ると安政期を挟んで徳用配分型から年賦償還型への転換があったかのようである。こうした画期の揺れは、事例の少なさに起因する結論の不安定さを示唆するものと考えられる。

そこで始めに表1の内容を検討するとことにしよう。全体としては文化年間に15件が確認でき、（その期間の長さを考慮しても）多数に上っている。また安政年間も9件と同様に多いのであるが、万延以後は徳用配分型が姿を消し、一転して文久年間の13件が目を引き結果となっている。

表1 樽廻船の加入形態の転換

	寛政	享和	文化	文政	天保	嘉永
徳用	1	1	15	4	1	1
年賦						
	安政	万延	文久	元治	慶応	
徳用	9		1	1		
年賦	2	2	13	1	1	

出所) 柚木学『近世海運史の研究』151頁

しかしながら、上記の数値の中身に立ち入ってみると、こうした把握には一定の留保が必要ながわることがわかる。すなわち徳用配分型では、文化年間の15件とは、実は御影村の嘉納治兵衛の14件と嘉納次郎右衛門の1件の合計である。また、安政年間の9件は伊丹の坂上勘三郎の4件と、灘大石村の若林吉太郎、鳴尾村の辰屋与左衛門、西宮の守屋新兵衛、同前四井久兵衛の各1件からなっているのである。

他方、年賦償還型では、文久年間の13件が突出している。しかし、それは今津村の鷲尾松三郎の6件、西宮の四井新兵衛の5件、鳴尾村の辰屋与左衛門と伊丹の坂上閑三郎の各1件がその内訳である。

つまり、徳用配分型から年賦償還型へと移行しているかのようであるが、対象事例は異なっているのである。文化期は御影村酒造家の事例が占めており、安政期は伊丹酒造家、文久期は今津・西宮酒造家の事例である。もちろん、柚木氏は個人別に数値を上げているので、この点も承知されていたと思われるが、取り立てて指摘してはいない。両方の型に名前が出ているのは、辰屋与左衛門と坂上閑三郎であるが、いずれも1件に過ぎない。よってこの加入形態の転換について議論を深めるためには、もう少し事例を増やすことが必要であろう。

そこで次節では加入形態に関する他の事例について、「転換期」を中心に検討することにしよう。もし実際に「転換」が生じていたのなら、こうした転換が生じた理由も考察したい。

## II. 廻船加入の事例の検討

本節ではさしあたり安政期を徳用配分型から年賦償還型への転換期と仮定し、もう少し内容に

立ち入ることにしよう。ここでは『統海事史料叢書 第二巻』における、寛政10年5月から元治2(1865)年4月におよぶ廻船加入証文を検討素材とする。本書には加入証文が33通収録されている。なお、これらの加入証文は、柚木氏が十分史料出所明らかにしていないため確定できないが、先の依拠史料の一部であると考えられる。

以下の史料は前出の辰屋弥左衛門が安政2(1855)年に相社丸千太郎船へ加入したさいの証文である<sup>6)</sup>。船主は西宮樽廻船問屋になる藤田屋<sup>なか</sup>奈賀である。

### 【史料1】

廻船加入証文之事

一、千五百石積 廻船老艘

但し惣乗出し之儘

代銀百貫目也

右者手船相社丸千太郎船江式厘方御加入被成下、代銀貳貫目儘ニ受取申候処実正也、然上者上下建每徳用銀ヲ以一ヶ年ニ銀貳百四拾目宛、毎年酒積限り運賃銀御払之内ニ而御差引可被成候、尤為登作事年者御引方御用捨可被下候、猶又御手酒積方之儀者何程荷糶ニ而も、四拾太宛無相違積入可申候、為後日廻船加入証文仍而如件、

船主 藤田屋奈賀

代判 吉兵衛 印

同 清 七 印

安政貳年

卯九月

辰屋与左衛門殿

辰屋は銀2貫目を出資し(総代銀100貫目)、加入歩は2厘(2%)であると一応記されている。従来の解釈では、費用の2%を出資した辰屋は相社丸の収益のうち2%を配分されることになりそうである。しかし、ここで注目されるのはこうした徳用配分型にありがちな文言の後の「上下建每徳用銀ヲ以一ヶ年ニ銀貳百四拾目宛、毎年酒積限り運賃銀御払之内ニ而御差引可被成候」という部分である。ここでは、酒荷物を積み込む場合には毎年、運賃銀のうちから銀240匁を差し引くと書かれている。つまり船主藤田屋奈賀は辰屋に対し恒久的に毎年銀240匁ずつ支払うのである。銀2貫目の出資に対し、銀240匁を払い続けるのであるから、ここでは12%の利子率が想定されていることになる<sup>7)</sup>。また、後に「御手酒積方之儀者何程荷糶ニ而も、四拾太宛無相違積入可申候」とあるように、毎回40駄の積み込みの約束がある。酒荷物の運賃がおよそ10駄につき銀60匁が基準であったから<sup>8)</sup>、40駄ならば銀240匁で大体計算が合う。

以上から判断して、この加入証文は「式厘方」とあるように徳用配分型の形式を残しているが、

実質的には年賦償還型であったことになろう。もっとも厳密に言えば、船が動く限りこの契約は有効である以上、あらかじめ期間は不定である。出資者は際限なく「年賦」償還を受けることになるのである<sup>9)</sup>。

もう1点、加入証文を見ておくことにしよう。これは安政3年に加勢屋泰蔵が所有する有祥丸徳次郎船へ辰馬保蔵が加入したさいの証文である<sup>10)</sup>。

## 【史料2】

廻船加入証文之事

銀壹貫目也

右之銀子此度新造有祥丸徳次郎船ニ御加入被下、則銀子儘ニ請取申候処実正也、然上者上下船徳配分可致候処、相對ヲ以船徳有無ニ不抱壹ヶ年五朱之利足相添、来巳十月より来<sup>(ママ)</sup> 寅十月迄九十ヶ年之間無相違返済仕候、若相滞候ハ、右船玉付問屋仕建船々運賃銀ヲ以御差引御請取可被成候、其時違変申間敷候、尤右加入ニ付別紙之通船積約定有之候間、若違変ニ至り候ハ、右加入一時ニ抜歩致し、元利銀高無滞返済可致候、尤海上之儀ハ御法可被為候、後日之為廻船加入証文仍而如件、

安政三年

辰十一月

船主

加勢屋泰蔵 印

付問屋

毛馬屋五郎 印

辰屋保蔵殿

辰屋は銀1貫目を出銀して結んだ契約は、利子率5%・10ヶ年賦という内容であった。したがって、毎年銀105匁を10年間返済するのであり、年賦償還型に一応分類される。しかしここで注目しておきたいのは「上下船徳配分可致候処」と言う箇所である。ここから「本来は上方一江戸間の船徳用を加入者に配分すべき」との含意を読み取ることができる。つまり従来は徳用を配分していたけれども、現在は利子をつけて返済する年賦償還の形式を取っているという意味が示唆されているのである。柚木氏によれば、安政期を過渡期として徳用配分型から年賦償還型へと転換が見られるのであるが、実際、安政期の加入証文を検討してみると、ひとつは加入割合を示しつつも実際は定額を返済する形式と、もうひとつより如実に過渡的な表現をとるものがあることが分かった。

上の2通から年賦償還型の加入証文が始まるのであるが、以後、廻船加入証文11通のうち年賦償還型が10通に上り、大多数が年賦償還型が占めるようになる。そのうち3通に依然として以下の様な文言が見出される。

ひとつは安政4(1857)年に八馬屋喜兵衛の手船浮亀丸喜十郎船に辰屋与左衛門が加入した際

の証文である<sup>11)</sup>。辰屋は代銀 130 貫余のうち銀 3 貫目をもって加入し、月 0.5%の利息をつけて 10ヶ年賦で返済を受けることになった。その際、以下の様な文言が見られる。

### 【史料 3】

右者手船浮亀丸喜十郎船、銀三貫目也御加入被成下慥ニ請取申候処実証也、然ル上者船徳用有無ニ不抱、来ル午年より卯年迄拾ヶ年賦ニ相定、元銀へ月五朱之利足ヲ相加へ急度返済可仕候

ここで注目されるのは、「然ル上者船徳用有無ニ不抱」とあるように、既に年賦償還型へ移行しているものの、まだ船徳用への意識が残っている点である。省略した部分には辰屋の手酒については、どれほど荷糶がひどくても仕建ごとに 10 駄ずつ積み入れることが約束されている。

もうひとつは文久 2 (1862) 年のもので、船主は松屋又左衛門、加入者は守屋新兵衛である<sup>12)</sup>。総額は記されてなく、このこと自体がすでに加入歩があまり問題でなくなったことを暗示している。守屋は銀 1 貫目を出銀し、文久 2 年から 9 年間に渡り年 5%の利息を付けて返済し、さらに「荷糶云々」の条項は無いものの、仕建ごとに手酒を 25 駄ずつ積み入れること約定である。この証文でも「然ル上者毎年上下船徳勘定有無並ニ為登作事等ニ不抱」と、先と同様の文言を確認できる。同じ文久 2 年の守屋の加入証文はもう 1 通あるが<sup>13)</sup>、こちらにも「船徳有無ニ不抱」という徳用配分型の名残が見出せる（ただし、船主は四井屋信助）。

以上、廻船加入証文を検討することで、安政期における加入形態の動揺が確認できた。証文を検討してみると、当事者は徳用配分型が本来的な形態であるとの意識を持っていたこと、にもかかわらず何らかの要因により年賦償還型への転換を迫られたことが表現されていたのである。しかし相反する事例が出る余地はまだあるので、次節で伊丹酒造家の津国屋閑三郎と、今津酒造家の鹿島屋正蔵を対象を絞り込み、その加入証文を時系列で検討することにしよう。

## Ⅲ. 個別経営における廻船加入の検討

### 1. 津国屋閑三郎の廻船加入事例

津国屋の加入証文は柚木氏も表 1 の分析で利用している。しかし、単に加入形態を分類しているに過ぎず、内容の検討には至っていない。そこで本節ではやや中身に立ち入り、その加入形態について考えたい。

津国屋閑三郎は「剣菱」の蔵元として知られる伊丹郷町の酒造家で、18 世紀前半に酒造業に進出した<sup>14)</sup>。天明～天保期にかけて酒造蔵を集積し、生産規模を拡大させた。しかし、その後火災や当主の多病などもあり、経営が傾いてしまった。当主の倅直蔵が閑四郎と改名し家督を相続したのは安政 6 (1859) 年 8 月のことである。明治 3 (1870) 年現在で酒造蔵を 6 棟所有し、酒造鑑札高は約 1 万石に上ったが、その殆どが休造もしくは貸株であった。そして明治 5 (1872) 年に

は伊丹の酒造人名簿からその名前が落ちている。

津国屋の廻船加入証文は天保13(1842)年9月から文久2(1862)年10月において9通確認することができる。その時期的な分布は天保期が1通、安政期が4通、万延1年が1通、文久期が3通である。

まず天保13年10月の加入証文は以下の通りである<sup>15)</sup>。

【史料4】

永加入証文之事

一、千四百石積新造乗出し廻船老艘

代銀九拾八貫八百四拾式匁八厘

右之船へ此度其元殿より三厘四毛方御加入被下、別紙出銀三貫三百六拾目六分三厘儘ニ受取申候処実正也、然ル上者年々勘定仕徳用配分可仕候、為後日永加入証文仍而如件

天保十三壬寅年九月 小西屋 与之助 印

松栄丸 松三郎 印

坂上閑三郎殿

代銀98貫目余の小西屋与之助の所有船に対し銀3貫300目余を出銀し、3.4%の加入割合を得ている。下線部にあるように、毎年決算を行い、徳用を配分することが定められている。

続く安政期の加入証文は同3(1856)年が3通、同4年が1通あるが、いずれも徳用銀を配分する旨が記されている。津国屋の加入割合を見ると、総代銀およそ銀110~130貫余の1厘~2厘5毛であった。

年賦償還型の初出は万延元(1860)年7月である。やや長いが特徴的な項目があるので以下に全文をあげ検討することにしよう<sup>16)</sup>。

【史料5】

廻船加入証文之事

一、銀壹貫目也

右者此度新造福栄丸徳助船へ御加入被下則銀子儘ニ請取申候、然ル上者年五朱之利ヲ以十ヵ年賦御約定、年々積切運賃御払之内にて御差引可被成候、右ニ付ては御荷物積方之儀ハ銀壹匁ニ付仕建毎式拾五太宛何程荷ゼリたり共無相違積入可申候、尤聊増運賃等申出間敷候、万一御約定相違仕候儀有之候ハ、運賃銀者一度ニ元利とも差引御取立被成候共一言申分無之候、尤も海上之儀者可為御法、為後日仍而如件

万延元年申七月

仕建問屋

請人 吉田亀之助 印

船主

柴屋与三兵衛 印

伊丹

坂上勘四郎殿

新造に当たっての総代銀は不明だが、坂上（津国屋）勘四郎は銀1貫目を出銀している。徳用を配分するのではなく、年5%の利息を付けた10年返済である。もっとも返済額は津国屋の手酒運賃との相殺であった。この約定の特徴は「銀壹匁ニ付仕建每式拾五太宛何程荷ゼリたり共無相違積入可申候」という箇所、江戸送り1回につき酒25駄ずつの積み入れが約束されているのであるが、それは加入銀1貫目に対応するということであった。このように定積駄数と加入銀を明示的に関係付けた例は先の検討事例には無い。その後の「どれほど荷糶があろうとも積み入れる」という取り決めは年賦償還型では珍しくないが、増運賃は要求しない旨が明記されている例は先には無かった。

翌文久元（1861）年の証文も残されているので以下に掲げておこう<sup>17)</sup>。

## 【史料6】

廻舟加入証文之事

一、銀貳貫貳百五拾匁也 但、何程荷糶たりとも仕建毎ニ無相違積入可申候

右之銀子此度新造正吉丸常六舟江御加入被成下儘ニ請取借用申処実正也、然ル上ハ当酉年より来ル巳年迄九ヶ年之元利相揃無滞急度返済可仕候、尤毎年積切運賃銀江勘定之節御引去請取可被成下候、且海上之儀ハ可為御法、為後日加入証文仍而如件

文久元年辛酉年十一月 舟主兵庫

日向屋善右衛門 印

廻舟仕建問屋

毛馬屋五郎 印

津国屋勘四郎殿

この正吉丸の例は9ヶ年の年賦償還で、返済は運賃との相殺であるが、利子率は明記されていない。さらに「何程荷糶たりとも仕建毎ニ無相違積入可申候」とあるように、出銀の見返りに手酒の優先的積み入れが取り決められているが、前の万延元年の証文とは違って具体的な駄数は示されていない。これらの条件については別途定められているのであろう。

次に文久2（1862）年の証文について取り上げておこう<sup>18)</sup>。これも全文を掲げておく。

## 【史料7】

廻船加入証文之事

一、千七百石積 廻船老艘

但し惣乗出し之俣

代銀百七拾貫目也

右之廻船住栄丸勝六乗へ老厘方御加入被成下銀老貫七百目儘ニ請申候処実正也、然ル上者年々酒積限之上船徳用無滞配分可仕候、猶以御手酒積方之儀者如何程荷糶たり共建每式拾太ツ、無相違積入可申候、尤海上之儀ハ可為御法候、為後日之廻船加入証文仍而如件

文久式年戌六月

藤田屋伊兵衛 印

坂上勘四郎殿

この事例では総代銀 170 貫目のちょうど 1%、銀 1 貫 700 目を出銀している。これまでの考察によれば、加入形態は安政期にその転換が見られ始めたのであるが、例外もあったようである。

「年々酒積限之上船徳用無滞配分可仕候」と、これは明らかに徳用配分型である。にもかかわらず、それに続く「猶以御手酒積方之儀者如何程荷糶たり共建每式拾太ツ、無相違積入可申候」という記述によれば、年賦償還型によく見られる定積の規定が確認できる。しかもこの場合、一仕建に 20 駄となっている。こうした定積を年賦償還型の特徴だとすれば、この加入証文は徳用配分型と年賦償還型の両方の特徴を兼ね備えた、過渡期型の一種とみなすことができよう。先にも過渡期に特有の形式を紹介したが、それは内容的には完全に年賦償還型へと転換していたにもかかわらず、意識の点で徳用配分型の名残をとどめたという事例であった。このように折衷型の証文には異なる重心の置き方があったのである。

最後にもう 1 点、確認しておくことにしたい。これは上記のものと同じ年の 10 月に交わされたものである<sup>19)</sup>。

## 【史料8】

廻船加入証文之事

一、壹貫目也 新造

住吉丸平五良船

右之廻船へ御加入被成下御出銀儘ニ請取申候処実正也、然上者来亥年より卯年迄五ヶ年之間二年々取銀式百匁ニ五朱之利足ヲ加へ積切運賃御渡之砌ニ御引去御請取可被成候、尚亦御荷物積方之儀者仕建每式十太宛積入可仕候約定ニ御座候、尤海上之儀者可為御法候、為後日之廻船年済加入証文仍而如件

文久二戌十月

木屋市蔵

坂上勘四郎殿

下線部に記されているように、5カ年の年賦償還で、銀200匁の元金と年5%の利息を返済することとされ、同じ年でも内容は大きく異なっている。また定積は仕建ごとに20駄という規定もある。

## 2. 鹿島屋正蔵船への加入事例

鹿島屋正蔵（正造）は武庫郡今津村の酒造家である<sup>20)</sup>。今津村は西宮町の東南に位置する江戸積酒造業の一つの拠点である。史料は掲げないが、鹿島屋自身も天保13（1842）年11月に廻船加入をしている<sup>21)</sup>。この時は徳用配分型で、総代銀116貫余に対して銀581匁を出銀し、5毛の加入歩を得ている（船主は伊丹郷町の酒造家、津国屋善蔵）。

鹿島屋正蔵の所有廻船への加入証文は弘化3（1846）年のものがある。加入者は鹿島屋清太郎であった<sup>22)</sup>。

### 【史料9】

加入証文之事

一、千五百石積廻船壹艘 通宝丸権六乗

此御出銀六百四拾目

右之銀子此度御加入御渡し被下儘ニ請取申処実正也、然ル上者御荷物建毎ニ四拾太宛積入候相對相違無之候、尤御出銀返済方之儀者元銀六百四拾目二年四朱之利足ヲ加ヘ元利銀共都合仕候迄拾太ニ付六匁六分五厘宛同船積入運賃銀之内ニ而御引去可被下候、右之通相對相違無之候間為後日差入置証文仍而如件

弘化三年午十月

船主

鹿島屋正蔵 印

船積屋

藤田屋伊兵衛 印

鹿島屋清太郎殿

内容的にはこれまでと類似の年賦償還型であり、加入者の鹿島屋清太郎は銀640目を出銀し、その引替に毎年4%ずつの利息と、一仕建40駄の優先的積み入れの便宜を得ることになっている。廻船の徳用の配分への言及は一切ない。この契約がやや特殊なのは、元利返済方法として、10駄につき銀6匁6分5厘ずつ運賃を割り引き、それを返済に充てる点である。

他に注目されるのは、この加入証文の作成年代である。これまで年賦償還型への転換は一応、安政期と考えてきたが、それより10年近くさかのぼる事例があったのである。またこの事例では表2にあるように加入者の全てが判明する。加入者は合計21名に上り、それぞれ銀640目あるいはその半額の銀320目を出銀している。その大半が伊丹の酒造家であった。このように弘化3年

の年賦償還型の廻船加入は大人数が関与するものであり、偶発的なものとは考え難いのである。

なお、現時点では鹿島屋の廻船への加入証文はこれしか確認できないが、同人自身の加入が万延元(1860)年8月に1件あり、この時は年賦償還型だった<sup>23)</sup>。嘉納弥兵衛の所有船へ年利5%で銀4貫目を出銀し、120駄の定積の優先権を得ている。

以上のように、加入形態は一定程度の幅がありつつ、安政期ごろに大きく転換を遂げたのではないだろうか。それまでの船徳用を加入割合に応じて配分するという単純な形態から、低利融資と年賦償還の組み合わせからなる形態へと移行したのである。それでは、なぜこのような現象が生じたのだろうか。次節では柚木氏がこの点について論じておられるので、再び検討を加えることにしよう。

#### IV. 加入形態転換の要因

柚木氏の所説を取り上げる前に、最幕末期から明治初年にかけて加入形態がどうなったのか、同氏の検討事例により押さえておくことにしよう<sup>24)</sup>。ただし、ここでは今津村の酒造家である鷲尾松三郎家の事例に限定されるので、ここでの結論には留保が必要である。

今その中身

に立ち入って

検討する余裕

はないが、表

表3 鷲尾松三郎家の廻船加入形態

慶応4年	明治6年	同7年	同9年	同10年	同11年	同12年
年賦1・徳用1	徳用6	年賦1・徳用1	徳用3	不詳	徳用5	徳用5

出所) 柚木学『近世海運史の研究』161頁

2によると、明治7年を除けば、明治期に入り年賦償還型から徳用配分型に移行したとさしあたり捉えることができよう。つまり、形態としては一度徳用配分型から脱したが、再び元の形態へと回帰したのである<sup>25)</sup>。

このように上方酒の輸送体制は変化しており、両者の有機的な関連が想定されるわけであるので、この点に関する柚木氏の所説を見ることにしよう<sup>26)</sup>。

表2 鹿島屋正蔵船の加入者(弘化3年10月)

加入者	加入銀(匁)	備考
鹿島屋清太郎	640	伊丹酒造家
油屋八郎兵衛	640	同上
紙屋八左衛門	640	同上
酒屋庄右衛門	320	同上
丹波屋恭蔵	320	同上
樽屋吉右衛門	320	同上
加勢屋七兵衛	640	同上
加勢屋与右衛門	640	同上
紙屋次郎作	640	—
紙屋七郎右衛門	640	—
丸屋茂兵衛	320	伊丹酒造家
樽屋藤兵衛	320	同上
炭屋吉左衛門	320	同上
森本屋藤兵衛	320	同上
茜屋勘左衛門	320	同上
石川屋市郎兵衛	640	同上
大和田屋平右衛門	640	同上
大和田屋常蔵	320	同上
天満屋喜助	320	同上
加楽井屋平次郎	640	—
大和田屋長次郎	640	伊丹酒造家
合計	10,240	—

史料) 伊丹市立博物館架蔵岡田利兵衛氏文書Ⅱ一七七一—224

注) 備考欄の確認は『伊丹市史 第二巻』と伊丹市立博物館架蔵小西新右衛門家文書近世Ⅰ—42に拠った。

「だが、この二つの廻船加入形態には、以上のような相違があるにせよ、問題は荷主＝酒造家が手酒の運送のために、確実な船腹を確保する点にあったと考えられる…恐らく徳用配分型の場合にも手酒積入れの優先権はあったものと推測される。ただ幕末期の廻船数の減少による荷糶現象の激化に伴って、それを特に明確に証文のうでで明文化せざるをえなくなったものと考えられる。事実、文化五年（一八〇八）には、『加入歩有之酒家而已積入、ぬけ仕建致候事故、加入歩無之酒家ハ別而大手支ニ相成』<sup>27)</sup>として、加入歩合のある酒家とそうでない酒家との間で、積荷に不公平のあることを訴えているし、安政五年（一八五八）の「新酒番船積方申合書」では、一建の積高一〇〇〇駄のうち、八〇〇駄は諸郷よりの積入れ高で、それ以上三〇〇駄までが加入積あるいは手酒積と規定している。したがって荷主としては、積荷競争が激化してゆくなかで、船主との廻船加入によって一建毎の定積に預かろうとし、手酒の優先的な積入れによって確実な海上輸送機関を確保し、かつ積荷の迅速性と安全性とを期待したものといえよう」その要旨をまとめると、いずれも手酒の優先的積入れを問題としており、①徳用配分型の加入では明文化されていなかったが、実は手酒の優先的積み入れが目的であった、②幕末になり廻船数が減少して荷糶現象が高じたため、(年賦償還型への転換を伴いつつ)証文に優先的積み入れ(定積)の規定が明文化されるようになった、ということになる。

①と②の原因として荷糶による積荷競争を挙げている。なぜ加入形態が時期によって違ったのかについて触れていない点が問題であるが、まずは①の論拠である文化5年の状況と、②の論拠である安政5年の状況を検討することにしたい。

柚木氏が①に関して論拠としたのは「文化5年において、加入歩のある酒造家のみが抜け仕建により手酒を積み入れ、それ以外のは江戸送りに非常に困難を感じた」という史料である。なぜこの年にこのような問題が生じたのだろうか。史料に立ち戻って確認してみよう。

柚木氏が引用したのは西宮酒造家である四井久兵衛が天明7(1787)年から文化7(1810)年までの出来事を書き記した日誌である。まず関連部分を、同氏の引用箇所の前後を含め、掲出する<sup>27)</sup>。

#### 【史料10】

一、……………（この間一紙欠か）

壱式艘も登り船有之候へとも、加入歩有之酒家の荷物而已積入、ぬけ仕立致候事故、加入歩無之酒家ハ、別て大手仕ニ相成候ニ付、不直ニ候間年行司を差除き、別参会を催し年行司並ニ積問屋え懸合ニおよひ候処、大荷支故積方所割当一統難行渡候故、五駄積として家数荷嵩を調、拾五軒分積方出来候時は、夫程の書付ヲ認メ入、余ハ白札ニテ鬮取ニいたし、積方書付ニ取当り候もの船積可致に相成候事

下線部の柚木氏の引用箇所とそれ以外の部分の意味を合わせて考えてみると次のようになる。すなわち、船腹が不足するなかで、1、2艘が上ってきた際に加入歩をもった酒家だけが積み入れ

を行い、それ以外は荷物を滞留させてしまった。こうした仕方は不正なので年行司を除いて衆議を遂げ、年行司と積問屋と掛け合った。その結果、1軒につき5駄積を単位と考え、15軒分の余裕が出た際にくじ引きすることになった。

前の部分が欠けているため分かりづらい点はあるが、加入歩をもった酒造家が抜け仕建により不正の積み入れを行ったのは、わずか1艘か2艘についてであり、その後は不正が問題視されるようになったため急遽対策が講じられた、と読める。もしもこれで大過なければ、加入歩の所有者といえども与えられた機会は限定的で、優先的な積み入れの効力はほとんど発揮できなかったように思われる。

次は、先の「一、……………（この間一紙欠か）」の前にある箇所、実はこの文化5年は大きな天災の年で、その海運業への被害について書かれている。

#### 【史料 11】

一、閏六月廿九日 東風強く、未刻比南風ニ吹替り、いよいよ風烈しく浪高潮夥敷打あけ、浜手の人家床潮水ニ浸す、夕方に至り頻に風雨厳しく、夜ニ入自然と止む、且灘辺より播州高砂・姫路辺ハ、浜手の人家吹倒れ或は難船・破船多く有しとそ、

一、七月廿五日 前夜ヨリ雨天、西北の風烈しく別て大雨、枝川・武庫川涉し止ル、右同日の事なるよし、紀州熊野浦王島辺ヨリ勢州鳥羽浦又は遠州辺ニ至り大風雨烈敷、樽廻船其外大小船々凡七十余相艘破船ニ及ひ、猶乗組の水主・船頭に至り溺死せしもの多く有之、紀州那智山観音堂吹倒れ大変混乱せしとそ、

この日誌全体を通じ、天災関連記事はさほど珍しくない。計14年間のうち10年に見出せる。しかしながら、文化5年の被害は最大級のもので、しかも相次いで起きた点でも他に例を見ない。こうした状況を考えると、船腹不足が起こったのも特大の廻船の被害のためである可能性が指摘できる。

別の史料によっても同年の事情を知ることができる。伊丹の酒造家大和田屋の一統で、俳諧宗匠でもあった梶曲阜が<sup>28)</sup>、同地に関する巷談・旧聞などを集録した『有岡古続語』には次のようにある<sup>29)</sup>。

#### 【史料 12】

文化五年の事…其大雨大風にて江戸下り回船三十四五艘難破有之、伊丹酒家大手の方ハ二百太、百五十太あるいは百太・五十太皆々此難に合ひ…其年難破の跡入船江戸上直段に売れ、却而其年大勘定出来候由

この史料でも大風雨により相当な被害があったことが述べられている。さらに注目されるのは、後段にあるように、難破のため酒が江戸上直段となり収益が上がったことである。廻船が減少し

たため江戸に酒が行かず、そのため酒価が高騰したのであろう。こうした場合、とにかく江戸市場へ商品を運ばなければならないため、先に見たような「不直」も辞さない積み入れ競争が生じたと考えることができる。柚木氏が前著で指摘するように、文化3年に米価安に対応して酒造勝手造り令が発令されていたことも重要であるが<sup>30)</sup>、こうした突発的な異常事態も視野に入れる必要があるだろう。つまり、加入歩が積み入れに際して有利に働いた場合もあったであろうが、その有効性がどこまであったかはこの文化5年の例では慎重に判断したい。

次に②の論拠とされている安政5(1858)年の加入積について検討することにしよう。柚木氏は上記のように、同年の新酒番船の積方についての申し合わせ「再取締一統申合之事」を元に論じられているので、まず以下に関係する部分を掲出しておく<sup>31)</sup>。

#### 【史料13】

一番船積方之儀は八百駄問屋より諸郷之出高二応し手合可被成候、非分之取斗無之様為致度、其余之分は水主より加入積、又々手酒有之候船主は三百駄限り積方被成候事、若し三百駄余積入之船主は急度及沙汰候

但、手酒無之船主は加入之外成丈ヶ諸郷酒積入候様御取斗可被成候

酒の積み込みに関し、新酒番船では800駄が江戸送りを許された各郷に割り当てられ、残りの300駄は水主、加入積、船主に権利が与えられている。さらに、手酒の無い船主は加入と各郷の酒を積み入れるよう但し書きがされている。

この場合、あくまでも新酒番船限定の特例措置ではとの疑問が残るが、その点は柚木氏の前著において、当時、加入を装った事実上の増運賃までもが横行しつつあったことが明らかにされている<sup>32)</sup>。年賦償還型の加入形態は低利であることが通例であったが、相場との差額が借手の船主には増運賃の意味をもったのである。

この点は非常に重要であり、その根本的原因とされている荷糶現象より注目すべきかもしれない。というのも、原因として船腹不足が再三指摘されているにも関わらず、実際には幕末期に樽廻船の顕著な減少は見られず<sup>33)</sup>、廻船の商品積載能力は増大傾向にあった<sup>34)</sup>。しかも、米価高を受けて酒造制限令が発令されることが多かった。よって輸送手段に不足をきたす要因は余りない一方で、生産は抑え気味であったのである。こうした情勢下で荷糶現象がこの時期に生じたとは考え難い。積み入れ優先権(定積)は余り問題でなかったかもしれない。

安政期ごろに生じた年賦償還型の加入形態への転換は、内証増運賃に起因するのではないだろうか。それも荷糶現象を解消するための内証増運賃ではなく、株仲間再興後において再び運賃規制が強化されるなか、物価高騰のために低下した実質運賃への対応措置の可能性が高い。年賦償還型加入形態についてのこうした理解は、仲間規制が緩和され、物価上昇がやや沈静化する明治初年に徳用配分型に回帰したという事実とも整合的である。

## V. おわりに

以上の検討内容についてまとめておくことにしよう。まず、廻船加入とは本来は徳用配分型である可能性が高いことが明らかとなった。そして、安政期ごろに年賦償還型へ変化していくことになるが、それは物価が上昇を続けるなかで酒家仲間の運賃規制を潜り抜けるための偽装であり、加入形態をとることで内証増運賃を船主に与えたと解釈できる。

したがって、加入形態は物価高騰が激化する安政期を境として年賦償還型が大幅に増加するものの、明治期に入ると徳用配分型へ回帰することになった。こうした経緯を見ると、徳用配分型において積み入れの優先権が必須であったかどうか検討の余地があり、同時に酒造家や積問屋の資本運用の問題としても考える必要があるだろう。

謝辞 本稿をなすにあたっては関西学院大学研究員伊藤敏雄氏にご教示たまわった。記して謝意を表したい。言うまでもなく、ありうべき誤謬は筆者の責任である。

## 引用文献、注

- 1) 酒造家の手船としての樽廻船の分析に上村雅洋『近世日本海運史の研究』（吉川弘文館、1994年）第9章がある。また、樽廻船について総括した論考に同「樽廻船の特質」（柚木学編『日本水上交通史論集第六巻 総論水上交通史』（文献出版、1996年））がある。
- 2) 宮本又郎・阿部武司・宇田川勝・沢井実・橘川武郎『日本経営史 日本型企業経営の発展・江戸から平成へ』（有斐閣、1995年）33頁。
- 3) 柚木学『近世海運史の研究』149頁。
- 4) 柚木学『近世海運史の研究』155-156頁
- 5) ミネルヴァ書房、1965年、221頁。
- 6) 日本海事史学会編『続海事史料叢書 第二巻』（成山堂書店、1972年）149頁。原史料は辰馬宇一家文書。
- 7) 内部収益率法による。ただし、当時の物価上昇と標準的の利率から考えると実質利率率は12%に達しない可能性が高い。もしも実質利率率が12%以下であれば、辰屋はより有利な出資契約を結んだことを意味する。
- 8) 柚木学『酒造りの歴史』（雄山閣、1988年）272頁。ただし、時期により変動があり、幕末に向かうにつれ上昇した（前掲書、272頁、第59表）。
- 9) 近世後期の樽廻船の平均的耐用年数に実質上は規定される。
- 10) 『続海事史料叢書 第二巻』150-151頁。原史料は辰馬宇一家文書
- 11) 『続海事史料叢書 第二巻』151頁。原史料は辰馬宇一家文書。
- 12) 『続海事史料叢書 第二巻』153-154頁。原史料は守舎家文書。
- 13) 『続海事史料叢書 第二巻』155頁。原史料は守舎家文書。
- 14) この部分は和島恭仁雄「銘酒『剣菱』醸造元・津国屋閨三郎覚書」『兵庫のしおり』（第4号、2002年）によった。
- 15) 伊丹市立博物館所蔵津国屋文書5-2。
- 16) 伊丹市立博物館所蔵津国屋文書5-7。
- 17) 伊丹市立博物館所蔵津国屋文書5-8。
- 18) 伊丹市立博物館所蔵津国屋文書5-9。

- 19) 伊丹市立博物館所蔵津国屋文書 5-10。
- 20) 魚澄惣五郎編『西宮市史 第二巻』(西宮市役所、1960年) 439、453頁。
- 21) 伊丹市立博物館架蔵岡田利兵衛氏文書Ⅱ-77-216。
- 22) 伊丹市立博物館架蔵岡田利兵衛氏文書Ⅱ-77-224①。
- 23) 伊丹市立博物館架蔵岡田利兵衛氏文書Ⅱ-77-358。
- 24) 柚木学『近世海運史の研究』160頁。
- 25) 柚木氏は各々の経営実態について、「…船主は必ずしも最高の持分を示しておらず…明治期の廻船経営における経営と所有の分離の原則が進行しつつあったことを伺い知るのである」と述べ(161頁)、加入者の持分上昇、船主の持分低下をもって「経営と所有の分離の原則」の振興の現われと説明されているが、こうした理由付けの前に実態に即した説明がまずは必要ではないだろうか。
- 26) 柚木学『近世海運史の研究』158-159頁。
- 27) 日本海事史学会編『続海事史料叢書 第一巻』(成山堂、1965年) 608頁。
- 28) 伊丹市史編纂委員会編『伊丹市史 第六巻』(伊丹市、1970年) 105頁。
- 29) 伊丹市教育委員会社会教育課編『伊丹市民俗資料<第四集> 伊丹の伝説』(伊丹市教育委員会、1977年) 69頁。
- 30) 柚木学『灘酒経済史研究』220頁。
- 31) 武藤誠・有坂隆道編『西宮市史 第五巻』(西宮市役所、1962年) 560頁。
- 32) 柚木学『灘酒経済史研究』226頁。
- 33) 安政4年5月に伊丹などの酒家仲間と兵庫商人が樽廻船減少を名目として菱垣廻船と内海船への積み入れ許可を求めて申し立てを行っている。しかし、これには上灘郷や今津郷酒造家不参加であるなど足並みは揃っておらず、結局、兵庫商人が「今更後悔赤面仕候次第」と詫言を提出するなどして不成功に終わった(『続海事史料叢書 第二巻』542-554頁)。
- 34) 柚木学『近世海運史の研究』126-127頁。